

教育長専決に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

1 専決処分した規定

- ①石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の一部改正
- ②石川県公立学校職員旅費取扱規程の一部改正

2 専決理由

知事部局の職員との均衡を図るため、知事部局と同様の規定を追加したもの

3 主な専決内容

- ・新規採用職員に赴任旅費を支給できる場合として、退職後に再任用となった場合を追加するもの

4 専決処分日

令和7年3月28日

5 施行年月日

令和7年4月1日

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(目的) 第1条 石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）の規定により石川県教育委員会教育長（以下「<u>教育長</u>」という。）及び石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第8条の2、第9条、第11条及び第14条に規定する職員の旅費に関し石川県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が知事又は石川県人事委員会（以下「<u>人事委員会</u>」という。）と協議して定める事項、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年石川県条例第33号）の規定により費用弁償について知事と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p>	<p>(目的) 第1条 石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第2号。以下「<u>人事委員会規則</u>」という。）の規定により石川県教育委員会教育長（以下「<u>教育長</u>」という。）<u>並びに</u>石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第8条の2、第9条、第11条及び第14条に規定する職員の旅費に関し石川県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が知事又は石川県人事委員会（以下「<u>人事委員会</u>」という。）と協議して定める事項、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年石川県条例第33号）の規定により費用弁償について知事と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p>
<p>(条例の適用方法) 第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者、石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）の適用を受ける者、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号）第3条第1項第2号及び第2項の規定により任期を定めて採用された者並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p>	<p>(条例の適用方法) 第2条 条例第2条第9号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。 (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第1及び別表第2に定める職務の級 (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第3に定める職務の級 (3) 任期付職員条例第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、教育委員会が相当と認める職務の級 (4) 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和2年石川県人事委員会規則第2号）第8条第1項又は第13条第1項の規定により任命権者が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第1に定める職務の級） (5) 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける職員 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第3条及び第5条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第1に定める職務の級</p>
<p>第3条 前条に規定する者以外の者の条例の規定の適用については、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、教育委員会がその都度定める。</p>	<p>第3条 前条に規定する職員以外の者の行政職給料表に相当する職務の級は、用務の内容、支給を受ける者の学識、経験及び社会的地位等を考慮して、教育委員会がその都度相当と認める職務の級とする。</p>

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額) 第4条 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第6条及び第7条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、その都度知事と協議して相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。</p>	<p>(臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額) 第4条 臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第8条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、その都度知事と協議して相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(在勤庁の移転に伴う旅行) 第5条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(最も経済的な通常の経路及び方法) 第6条 条例第6条の最も経済的な通常の経路及び方法は、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路をいう。）及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものである。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(鉄道賃) 第7条 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金を含むものとする。</p>
<p>(航空賃) 第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。</p>	<p>(航空賃) 第8条 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。 (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第105条又は第129条の2の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの (2) 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。）並びにこれらに類するもの</p>
<p>地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。</p>	<p>(3) 地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用</p>
<p>2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。</p>	<p>(4) 外国における第1号及び第2号に相当する費用</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もつた当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であつて、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。</p>

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>3 赴任の際、条例第11条第1項第3号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。 <u>(1) 個数 5個（無料手荷物許容量を含む。）</u> <u>(2) 重量 1個当たり32キログラム</u> <u>(3) 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ</u></p>
<p>(車賃) 第6条 条例第18条第1項に規定する知事が定める額は28円とする。</p>	<p>(その他の交通費) 第9条 人事委員会規則第17条の費用は、私有車による路程1キロメートルにつき28円として計算したものとす。 <u>2 前項の費用は、全路程を通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>
<p>(日額旅費) 第7条 条例第25条の規定に基づく日額旅費を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別表のとおりとする。 <u>2 前項の規定により日額旅費を支給する旅行において、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、別表に規定する日額のほか、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が日額旅費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> <u>3 日額旅費は、半月又は1月ごとに集計して翌月に支給する。ただし、特に必要があると認めるときは、6日を下らない範囲内の期間ごとに集計し、その集計した日から1月以内に支給するものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第8条 前条の規定により支給する日額旅費は、臨時に他の用務により旅行したため条例第6条第1項の旅費の支給を受ける期間は支給しない。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(家族移転費) 第10条 条例第18条第1項の家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。 <u>2 条例第18条第1項の家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第8条第3項第1号の規定の適用については、同号中「5個」とあるのは、「3個」とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(死亡手当) 第11条 遺族が条例第20条の死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第26条第2項に規定する順位に準じて決定するものとする。</p>

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>(採用された職員が赴任した場合の旅費) 第12条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となった場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第3条第1項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。 (1) 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合 (2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合</p>
<p>(新設)</p>	<p>(遺族等の旅費) 第13条 人事委員会規則第26条第1項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。</p>
<p>(調整) 第9条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。</p>	<p>(旅費の調整) 第14条 条例第24条第2項の基準は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1) 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。</p> <p>(2) 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、条例の規定による旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、支給しない。</p> <p>(3) 職員が、自ら所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊するとき、又は当該職員以外の者が所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊する場合において宿泊のために支払うべき料金が不要であると認められるときは、宿泊料定額の4分の1に相当する額を支給する。</p> <p>(4) 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃を車賃として支給することができる。</p>	<p>(1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合は、当該職員が既に行つた旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。</p> <p>(2) 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第19条第1項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でない認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しない。</p>	(削る)
<p>(6) 赴任に伴う現実の移転の路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料定額を支給する。</p>	(削る)
<p>第10条 条例第40条第3項の規定に基づいて、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃によらないことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第15条 次に掲げる場合には、条例第24条第3項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。</p>
<p>(1) 教育長以上の職務にある者の秘書的用務のため上級の車に乗車し、船舶に乗船し、又は航空機に<u>とう</u>乗し、同伴随行しなければならない場合</p>	<p>(1) 教育長以上の職務にある<u>職員</u>の秘書的用務のため上級の車両に乗車し、船舶に乗船し、又は航空機に<u>搭乗</u>し、同伴随行しなければならない場合</p>
<p>(2) <u>重症患者移送</u>のため上級の車に乗車し、又は船舶に乗船し、看護しなければならない場合</p>	<p>(2) <u>重症患者の移送</u>のため上級の車両に乗車し、又は船舶に乗船し、看護しなければならない場合</p>
<p>(3) 当該旅行について2以上の通常の経路がある場合において、最も経済的な経路が鉄道を利用する場合であつても、公務の必要上、定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道を利用して旅行を行うのが迅速であるため乗車した場合</p>	(削る)
<p>(4) その他教育委員会において必要と認める場合</p>	(3) その他教育委員会において必要と認める場合

別表（第6条関係）

日額旅費を受ける者	支給条件	日額	支給方法
研修、講習その他これに類する目的のため旅行をする職員	宿泊をするとき。	6,900円	<p>1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。</p> <p>2 1の期間中滞在地以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。</p> <p>3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。</p>

別表第1（第2条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級							
行政職給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	研究職給料表	医療職給料表（一）	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）	技術労務職給料表
9級			5級の5号給以上	4級			
8級			5級の4号給以下	3級の5号給以上			
7級				3級の4号給以下	7級	7級	
6級	5級	5級	4級 3級の13号給以上	2級の13号給以上	6級	6級	
5級	4級	4級	3級の5号給から12号給まで	2級の9号給から12号給まで	5級	5級	
4級	3級 2級の73号給以上	3級 2級の85号給以上	3級の4号給以下	2級の8号給以下 1級の25号給以上			5級
3級	2級の33号給から72号給まで	2級の45号給から84号給まで	2級の25号給以上	1級の13号給から24号給まで	4級 3級の5号給以上	4級 3級の5号給以上	4級
2級	2級の17号給から32号給まで	2級の29号給から44号給まで	2級の9号給から24号給まで 1級の45号給以上	1級の12号給以下	3級の4号給以下	3級の4号給以下	3級
1級	2級の16号給以下	2級の28号給以下	2級の8号給以下 1級の44号給以下		2級の9号給以上	2級の29号給以上	2級
	1級	1級			1級	1級	1級

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号） 新旧対照表

現行

改正後

別表第2（第2条関係）

地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	技能労務職給料表
9級				4級			
8級			5級				
7級				3級	7級	7級	
6級	5級	5級	4級		6級	6級	
5級	4級	4級	3級		5級	5級	
4級	3級	3級		2級			5級
3級	2級	2級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	4級
2級			1級		2級	2級	3級
1級	1級	1級			1級	1級	2級 1級

別表第3（第2条関係）

任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	任期付職員条例第3 条第1項第1号	任期付職員条例第3 条第1項第2号
9級	6級	
8級	5級	
7級	4級	
6級	3級	
5級	2級	
4級	1級	
3級		3級 2級 1級
2級		
1級		

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(目的) 第1条 石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）の規定により市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに石川県立学校職員の旅費に関し教育委員会が知事又は人事委員会と協議して定める事項、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年石川県条例第33号）の規定により費用弁償について教育委員会が知事と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法) 第2条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける者、石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）の適用を受ける者、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号）第3条第1項第2号及び第2項の規定により任期を定めて採用された者並びに石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）又は会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける者については、これらの者に行政職給料表が適用されるものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p>第3条 前条に規定する者以外の者の条例の規定の適用については、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、教育委員会がその都度定める。</p>	<p>(目的) 第1条 石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号。以下「<u>条例</u>」という。）及び石川県職員等の旅費に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第2号。以下「<u>人事委員会規則</u>」という。）の規定により市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員並びに石川県立学校職員の旅費に関し教育委員会が知事又は人事委員会と協議して定める事項、臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年石川県条例第33号）の規定により費用弁償について教育委員会が知事と協議して定める事項その他旅費の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(条例の適用方法) 第2条 条例第2条第9号に規定する行政職給料表による職務の級に相当する職務の級は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務の級とする。 (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表以外の同項各号に規定する給料表の適用を受ける職員及び石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和35年石川県規則第59号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 別表第1及び別表第2に定める職務の級 (2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成17年石川県条例第9号。以下「<u>任期付職員条例</u>」という。）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 別表第3に定める職務の級 (3) 任期付職員条例第3条第2項の規定により任期を定めて採用された職員 職務の内容及び行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して、教育委員会が相当と認める職務の級 (4) 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年石川県条例第13号）の適用を受ける職員（次号に掲げる者を除く。） 石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の施行規則（令和2年石川県人事委員会規則第2号）第8条第1項又は第13条第1項の規定により任命権者が決定した職務の級（当該職務の級が行政職給料表以外の給料表による職務の級である場合は、当該職務の級による別表第1に定める職務の級） (5) 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則（令和2年石川県規則第14号）の適用を受ける職員 会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与に関する規則第3条及び第5条に規定する知事が別に定める額における職務の級による別表第1に定める職務の級</p> <p>第3条 前条に規定する職員以外の者の行政職給料表に相当する職務の級は、用務の内容、支給を受ける者の学識、経験及び社会的地位等を考慮して、教育委員会がその都度相当と認める職務の級とする。</p>

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額) 第4条 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第6条及び第7条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、その都度知事と協議して相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。</p>	<p>(臨時又は非常勤の嘱託員等の費用弁償の種類及び額) 第4条 臨時または非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項に規定する費用弁償の種類は、条例第8条に規定する旅費に準ずるものとし、その額は、その都度知事と協議して相当と認める職員の出張の例に準じて計算した額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(在勤庁の移転に伴う旅行) 第5条 職員が在勤庁の移転に伴い旅行をする必要がある場合には、当該旅行を赴任とみなすことができるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(最も経済的な通常の経路及び方法) 第6条 条例第6条の最も経済的な通常の経路及び方法は、通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路をいう。）及び方法のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、旅行者の移動に係る時間等を踏まえて旅行命令権者が適当と判断したものである。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(鉄道賃) 第7条 条例第9条第1項第1号に掲げる運賃には、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第34条第1項第4号に掲げる料金を含むものとする。</p>
<p>(航空賃) 第5条 条例第17条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの。次項において同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの。次項において同じ。）を含むものとする。</p>	<p>(航空賃) 第8条 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃には、次に掲げる費用を含むものとする。 (1) 航空法（昭和27年法律第231号）第105条又は第129条の2の規定に基づいて、本邦航空運送事業者及び外国人国際航空運送事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可又は同大臣への届出により定める料金のうち、航空保険特別料金及びこれに類するもの</p>
<p>地方公共団体が管理する空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。</p>	<p>(2) 旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法第15条第3項に規定する指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。）及び旅客保安サービス料（指定空港機能施設事業者、成田国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、関西エアポート株式会社等が徴収するものをいう。）並びにこれらに類するもの</p>
<p>2 条例第34条第1項に規定する航空賃には、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料並びに旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）を含むものとする。地方公共団体が管理する空港及び海外の空港におけるこれに類する料金についても、同様とする。</p>	<p>(3) 地方公共団体が管理する空港における前号に相当する費用</p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) 外国における第1号及び第2号に相当する費用</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 条例第11条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限について、合理的に見積もつた当該運賃と比較して、その上位の級の運賃によることが旅行に係る旅費の総額を勘案し経済的と認められる場合であつて、旅行命令権者が適当と認めるときは、当該上位の級の運賃を支給することができるものとする。</p>

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>3 赴任の際、<u>条例第11条第1項第3号に掲げる費用として超過手荷物に係る料金を支給する場合には、当該超過手荷物について、次に掲げる個数、重量及び大きさを上限とする。</u> (1) 個数 5個（無料手荷物許容量を含む。） (2) 重量 1個当たり32キログラム (3) 大きさ 無料手荷物許容量として定められた大きさ</p>
<p>(車賃) 第6条 <u>条例第18条第1項に規定する知事が定める額は28円とする。</u></p>	<p>(その他の交通費) 第9条 <u>人事委員会規則第17条の費用は、私有車による路程1キロメートルにつき28円として計算したものとす。</u> 2 <u>前項の費用は、全路程を通算して計算する。</u> 3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>
<p>(日額旅費) 第7条 <u>条例第25条の規定に基づく日額旅費を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、別表のとおりとする。</u> 2 <u>前項の規定により日額旅費を支給する旅行において、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、別表に規定する日額のほか、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、その実費額が日額旅費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> 3 <u>日額旅費は、半月又1月ごとに集計して翌月に支給する。ただし、特に必要があると認めるときは、6日を下らない範囲内の期間ごとに集計し、その集計した日から1月以内に支給するものとする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第8条 <u>前条の規定により支給する日額旅費は、臨時に他の用務により旅行したため条例第6条第1項の旅費の支給を受ける期間は支給しない。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(家族移転費) 第10条 <u>条例第18条第1項の家族移転費の支給に係る家族のうち、小児運賃等（小児に適用される運賃その他の交通費をいう。以下この項において同じ。）が適用される者がある場合は、当該家族に係る家族移転費の額は、当該小児運賃等により算定するものとする。ただし、やむを得ない事情により小児運賃等により旅行することができなかつたときは、この限りでない。</u> 2 <u>条例第18条第1項の家族移転費のうち、子に係る航空賃に相当する額を算定する場合における第8条第3項第1号の規定の適用については、同号中「5個」とあるのは、「3個」とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(死亡手当) 第11条 <u>遺族が条例第20条の死亡手当の支給を受ける順位は、人事委員会規則第26条第2項に規定する順位に準じて決定するものとする。</u></p>

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>(支給制限)</p> <p>第9条 条例第30条第5項の規定により、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を制限する。</p> <p>(1) 国又は石川県以外の他の都道府県の職員から採用された職員が赴任した場合は、その職員を特に招へいた場合を除くほか、条例に規定する旅費の定額を減じ、又はその一部を支給しないことができる。</p> <p>(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定により職員が研修を命ぜられた場合において、その研修場所が県外であるときは、条例に規定する旅費の定額を減じ、又はその一部を支給しないことができる。</p>	<p>(採用された職員が赴任した場合の旅費)</p> <p>第12条 採用された職員が赴任した場合において、その者が国若しくは他の都道府県の職員より引き続いて職員となつた場合（国又は他の都道府県及び県の業務の必要上、両者の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限る。）、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項の規定により採用された職員である場合又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員である場合を除くほか、条例第3条第1項の規定にかかわらず、その赴任に伴う旅費は、支給しない。ただし、次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 国及び他の都道府県の職員以外の者を、県又はその機関の依頼又は要求により採用した場合</p> <p>(2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合</p>
<p>(新設)</p>	<p>(遺族等の旅費)</p> <p>第13条 人事委員会規則第26条第1項に規定する死亡地には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。</p>
<p>(調整)</p> <p>第10条 条例第40条第2項の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、当該各号に定める基準によつて旅費の支給を調整する。</p>	<p>(旅費の調整)</p> <p>第14条 条例第24条第2項の基準は、次に掲げるものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(1) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料は支給しない。</p> <p>(2) 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、条例の規定による旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は、支給しない。</p> <p>(3) 職員が、自ら所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊するとき、又は当該職員以外の者が所有し、若しくは借り受けている住宅に宿泊する場合において宿泊のために支払うべき料金が不要であると認められるときは、宿泊料定額の4分の1に相当する額を支給する。</p> <p>(4) 陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行つているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃を車賃として支給することができる。</p>	<p>(1) 職員の職務の級が遡つて変更された場合は、当該職員が既に行つた旅行に係る旅費額の増減を行わないものであること。</p> <p>(2) 旅行者が、公用の宿泊施設、食堂施設等を無料で利用したことにより、人事委員会規則第19条第1項に規定する宿泊手当の定額を支給することが適当でない認められる場合は、当該額の全部又は一部を支給しないものであること。</p>
	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行	改正後																																																										
<p>(5) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、労働基準法（昭和23年法律第49号）に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に規定する療養の給付若しくはこれらに類する補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を支給しない。</p> <p>(6) 赴任に伴う現実の移転の路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第1の移転料の定額を支給する。</p> <p>第11条 条例第40条第3項の規定に基づいて、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃によらないことができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 重症患者の移送のため上級の車に乗車し、又は船舶に乗船し看護をしなければならない場合</p> <p>(2) 当該旅行について、2以上の通常の経路がある場合において、最も経済的な経路が鉄道を利用する場合であっても、公務の必要上、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道を利用して旅行を行うのが迅速であるため乗車した場合</p> <p>(3) その他教育委員会において必要と認める場合</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第15条 次に掲げる場合には、条例第24条第3項の規定により、職務相当の鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費によらないことができる。</p> <p>(1) 重症患者の移送のため上級の車両に乗車し、又は船舶に乗船し、看護をしなければならない場合</p> <p>(削る)</p> <p>(2) その他教育委員会において必要と認める場合</p>																																																										
<p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 986 674 1465"> <thead> <tr> <th>日額旅費を受ける者</th> <th>支給条件</th> <th>日額</th> <th>支給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修、講習その他これに類する目的のため旅行をする職員</td> <td>宿泊をするとき。</td> <td>6,900円</td> <td>1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。 2 1の期間中滞在地域以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。 3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。</td> </tr> </tbody> </table>	日額旅費を受ける者	支給条件	日額	支給方法	研修、講習その他これに類する目的のため旅行をする職員	宿泊をするとき。	6,900円	1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。 2 1の期間中滞在地域以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。 3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>行政職給料表の各級に相当する職務の級</p> <table border="1" data-bbox="1182 997 1688 1481"> <thead> <tr> <th>行政職給料表</th> <th>教育職給料表（一）</th> <th>教育職給料表（二）</th> <th>医療職給料表（三）</th> <th>技能労務職給料表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td></td> <td></td> <td>7級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>5級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>4級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>3級 2級の73号給以上</td> <td>3級 2級の85号給以上</td> <td></td> <td>5級</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>2級の23号給から572号給まで</td> <td>2級の45号給から84号給まで</td> <td>4級 3級の5号給以上</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>2級の17号給から532号給まで</td> <td>2級の29号給から44号給まで</td> <td>3級の4号給以下 2級の9号給以上</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>2級の16号給以下 1級</td> <td>2級の28号給以下 1級</td> <td>2級の8号給以下 1級</td> <td>2級 1級</td> </tr> </tbody> </table>	行政職給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	医療職給料表（三）	技能労務職給料表	9級					8級					7級			7級		6級	5級	5級	6級		5級	4級	4級	5級		4級	3級 2級の73号給以上	3級 2級の85号給以上		5級	3級	2級の23号給から572号給まで	2級の45号給から84号給まで	4級 3級の5号給以上	4級	2級	2級の17号給から532号給まで	2級の29号給から44号給まで	3級の4号給以下 2級の9号給以上	3級	1級	2級の16号給以下 1級	2級の28号給以下 1級	2級の8号給以下 1級	2級 1級
日額旅費を受ける者	支給条件	日額	支給方法																																																								
研修、講習その他これに類する目的のため旅行をする職員	宿泊をするとき。	6,900円	1 研修受講者が研修地に滞在するために必要な旅費は、研修開始の日から研修終了の日の前日までの期間について支給する。 2 1の期間中滞在地域以外の地域に出張を命ぜられたときは、本表の日額を支給せず、条例の定めるところによる旅費を支給する。 3 1の日数が引き続き30日を超えるときは、その超える日数について日額の1割、日数が60日を超えるときは、その超える日数について日額の2割を減じた額を支給する。																																																								
行政職給料表	教育職給料表（一）	教育職給料表（二）	医療職給料表（三）	技能労務職給料表																																																							
9級																																																											
8級																																																											
7級			7級																																																								
6級	5級	5級	6級																																																								
5級	4級	4級	5級																																																								
4級	3級 2級の73号給以上	3級 2級の85号給以上		5級																																																							
3級	2級の23号給から572号給まで	2級の45号給から84号給まで	4級 3級の5号給以上	4級																																																							
2級	2級の17号給から532号給まで	2級の29号給から44号給まで	3級の4号給以下 2級の9号給以上	3級																																																							
1級	2級の16号給以下 1級	2級の28号給以下 1級	2級の8号給以下 1級	2級 1級																																																							

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和37年石川県教育委員会告示第11号） 新旧対照表

現行

改正後

別表第2（第2条関係）

地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	教育職給料表 (一)	教育職給料表 (二)	医療職給料表(二)	技能労務職給料表
9級				
8級				
7級			7級	
6級	5級	5級	6級	
5級	4級	4級	5級	
4級	3級	3級		5級
3級	2級	2級	4級 3級	4級
2級			2級	3級
1級	1級	1級	1級	2級 1級

別表第3（第2条関係）

任期付職員条例第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	任期付職員条例第3 条第1項第1号	任期付職員条例第3 条第1項第2号
9級	6級	
8級	5級	
7級	4級	
6級	3級	
5級	2級	
4級	1級	
3級		3級 2級 1級
2級		
1級		